

4月から1年間の年金額がそれまでに比べ0.1%とわずかながら引き下げられることが決まった。引き下げは3年ぶりだ。公的年金の額は世の中の物価や賃金の変動に応じて毎年改定する仕組みになっている。これらが下がったことが年金額に反映された。ただ今後、物価や賃金が上がっても年金額はそう簡単に増えないとの声も聞かれる。どういふことなのだろうか。

まず年金額の改定について基本を押さえておこう。

年金は2カ月分をまとめて支給するのが原則。4、5月分は6月15日に指定の口座に振り込まれる。改定後の年金を受け取るのはそのときからだ。4月にも年金の振込日があるが、それは2、3月分なので金額はまだ変わっていない。

日本年金機構は年金受給者に対し、5月から順次新しい年金額の通知書を送る。自分の年金額がどうなるかをしっかり確認しよう。ただ、通知を見る際に特に注意が必要なものもある。それは「現役時代に勤めていた会社に厚生年金基金という企業年金制度があった人」(同機構)だ。

そうした人は、厚生年金の一部が基金から支払われる。その分は通知には記載されないため、通知額は少なく見える。そのうえ、0.1%の減額分を基金支給分からは差し引かず、日本年金機構が支給する分からすべて差し引く。このため通知だけ見ると減額は0.1%より大きくなる。

では、支給される年金額はどの程度なのだろうか。自営業者などが加入する国民(基礎)年金は原則として、保険料を払った加入期間で金額が決まる。40年

# 年金給付額 下がりやすく

## ■ 2017年度の年金月額例

### 国民(基礎)年金

40年間保険料を払い65歳から満額を受け取る場合

6万4941円  
(前年度比67円減)

### 厚生年金

モデル世帯(夫婦は同じ年、夫は平均賃金で40年間勤務、妻はその間、専業主婦)が65歳から受け取る場合



22万1277円  
(同227円減)  
※うち基礎年金部分は計12万9882円

※夫には厚生年金と基礎年金、妻には基礎年金がある

# 高齢で就業継続も一案

天引き額を確認  
厚生年金は会社員時代の給料と加入期間で金額が決まる。一概に金額を示すににくいこともあり、厚生労働省は年金額を「モデル世帯」で例示することが多い。夫

加入で満額を受け取る場合、その額は4月から月6万4941円。これが前年度比で0.1%減った額だ。

は平均賃金で40年間働き、妻は専業主婦などと想定したモデル世帯の年金額は4月から0.1%減り、月22万1277円となる。

モデル世帯といわれてもピンとこない人も多いだろう。年金制度に詳しい特定社会保険労務士の東海林正昭氏によると、大卒で37、38年ほど会社に勤めた男性の場合、65歳から受け取る年金額は厚生年金と基礎年金を合わせて月16万17万円程度の人が自立する。

年下の妻がいる場合は妻が65歳になるまでの間、家族手当ともいうべき「加給

年金」が支給される場合がある。これを加えることで「なんとか月20万円台に届くことも珍しくない」(東海林氏)ようだ。妻が65歳になれば加給年金はなくなるが、妻の分の基礎年金も受け取れるようになるので、世帯としての年金額は増えるのが一般的だ。

年金が口座に振り込まれる際には、介護保険料や税金などが天引きされることがある。日本年金機構から送られてくる通知書には、そうした天引き額も表示されているので確認しよう。最後に、これからの年金

額がどうなっていくかについて見ておこう。

公的年金の給付水準は世の中全体の豊かさに左右される。具体的には現役世代の賃金が増えているときは、原則65歳で受け取り始める際に決まる年金額も増え、年金が減っていれば年金額も減る。そして、いったん決まった年金額はその実質価値を維持していくために物価が上がれば増やし、下がれば減らすというのが基本ルールだ。

ところが少子高齢化が進み、基本ルール通りではやっていけなくなってきた。

改革法で厳しく  
調整率は、労働力人口の減少率などを基に毎年計算され、1%前後と見込まれている。これにより、従来

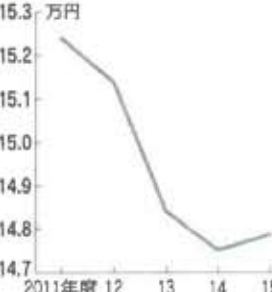
政府は2004年、このままでは現役世代の年金保険料負担が重くなりすぎる」と考え、大規模な制度改革を実施した。まず保険料に上限を設定。今年9月以降、保険料率は上限に固定されることになっている。

そして、限られた財源の範囲内で年金を支給するため、賃金や物価が伸びてもそこから一定の「調整率」を差し引いた分しか年金額を増やさない仕組みを導入した。これを「マクロ経済スライド」と呼ぶ。

そこで、昨年末の臨時国会で年金改革法が成立。アフレドで実施できなかった分は持ち越しして、物価や賃金が十分に上がった年に、まとめて年金額を引き下げられるようにした。18年度から実施される。環境が良いときでも、年金額が上がら可能性は小さくなった。

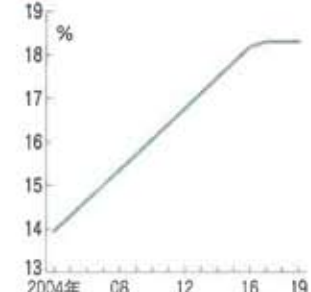
また今は物価より賃金の方が大きく下がっているため、物価分だけが支給額を下げないが、改革法では、賃金と同じ分だけ年金を下げることも決めた。21年度から実施される。

## ■ 厚生年金の平均受給月額



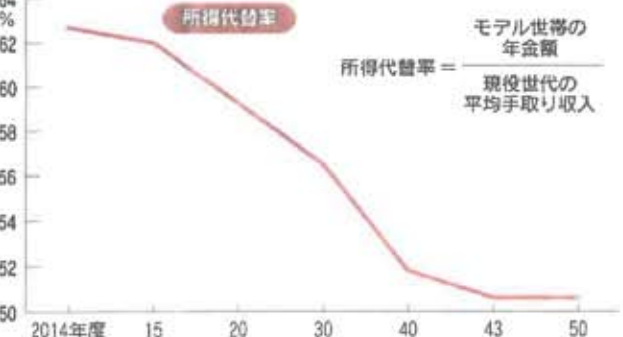
(注)厚生年金保険・国民年金事業の概況より、厚生年金の額は基礎年金部分含む

## ■ 保険料率は今年9月に上限へ



(注)毎年9月分から引き上げ、労使折半なので個人負担はこの半分

## ■ 年金の支給水準は将来低下していく



(注)物価1.2%、実質賃金1.3%伸びるなどの前提で14年度に厚労省が推計

多くの社労士らは「年金額は下がることはあっても、上がりはしないぐらいに考えておいたほうがよい」と語る。将来にわたって制度を維持するためには、年金額の抑制はある程度やむを得ない。それを前提として、年をとってもできるだけ長く働き続けるなどの生活設計が求められている。

(編集委員) 山口聡